



2026年6月26日

各位

会社名 株式会社 成学社  
代表者 代表取締役社長 永井 博  
(コード: 2179、東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役経営企画部長 山本 一之  
TEL. 06-6373-1571

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 13,933株
(3) 処分価額	1株につき775円
(4) 処分総額	10,798,075円
(5) 割当予定先	取締役6名 13,159株 ※ 社外取締役を除きます。 執行役員1名 774株

##### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年5月22日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下同じです。)を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議いたしました。

また、2026年6月26日開催の第40期定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与すること、又は譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間

29,000株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額12,000千円以内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員にも譲渡制限付株式を付与することといたしました。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役6名（以下「対象取締役」といいます。）及び執行役員1名（以下、あわせて「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計10,798,075円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式13,933株を処分することを決議いたしました。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### （1）譲渡制限期間

対象役員は、2026年7月24日（以下「払込期日」といいます。）から当社の取締役又は執行役員のいずれも退任する日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### （2）譲渡制限の解除条件

対象役員が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して、当社の取締役又は執行役員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間中に、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は執行役員のいずれも退任した場合、当該退任日の翌日をもって、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

##### （3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

##### （5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承

認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である775円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

### 4. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式処分の割り当てを受ける対象取締役のうち、当社代表取締役会長太田明弘は、当社の議決権の26.52%を保有する主要株主であり、同人の二親等以内の親族、並びに同人及び同人の二親等以内の親族が議決権の過半数を所有する当社株主である株式会社オーシャスが所有する議決権を合わせて当社の議決権の過半数を占めるため、同人に対する本自己株式処分は、支配株主との取引等に該当します。

#### (1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、2025年11月14日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書にて、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を、以下のとおり定めております。

「支配株主と取引を行う場合は、一般の取引と同様に適切な条件とすることを基本方針とし、取引の内容及び条件の妥当性等について取締役会で審議、その実施を決定し、少数株主の利益を害することのないよう対応いたします。」

本自己株式処分につきましては、以下の「(2) 公正性を担保する措置及び利益相反回避措置」及び「(3) 少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」記載の措置を講じており、適正なものであって、上記「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に沿うものと判断しております。

#### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本自己株式処分は、株主総会で承認された報酬額及び発行条件の範囲内において、法令及び諸規則等で定められた手続に従って決議しております。また、上記「2. 処分の目的及び理由」の〈譲渡制限付株式割当契約の概要〉並びに「3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、譲渡制限付株式報酬として、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものです。加えて、支配株主との取引等に関する公正性の担保及び利益相反の回避の観点から、当社代表取締役会長太田明弘は自らを対象とする譲渡制限付株式の付与に係る審議及び決議に参加していません。

#### (3) 少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手

## した意見の概要

本自己株式処分内容及び条件の妥当性については、当社取締役会において審議の上、取締役会決議を行っております。かかる決議に際して、支配株主と利害関係を有さない当社社外取締役の平井周氏並びに社外監査役の竹山直彦氏及び上田文雄氏より、本日付で、以下の理由から、本自己株式処分は当社の少数株主の皆さまにとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

- ① 本件譲渡制限付株式の付与は、株価変動によるメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、中長期的な業績向上及び企業価値向上への意欲を高めることを目的としており、少数株主の皆さまを含め、全ての株主さまとの利害の共有及び利益拡大につながると考えられること。
- ② 以下の「公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」が講じられていることが確認できること。
  - ・本自己株式処分は、第40期定時株主総会で承認された報酬額及び発行条件の範囲内において、法令及び諸規則等で定められた手続に従って決議されていること
  - ・「2. 処分の目的及び理由」の<譲渡制限付株式割当契約の概要>並びに「3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、譲渡制限付株式報酬として、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであること。
  - ・支配株主との取引等に関する公正性の担保及び利益相反の回避の観点から、当社代表取締役会長太田明弘は自らを対象とする譲渡制限付株式の付与に係る審議及び決議に参加していないこと。

以 上